

1 はじめに

1) 計画策定の趣旨及び位置付け

(1) 計画策定の背景と趣旨

白山市地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化・再生に向けた地域の主体的な取組や創意工夫を推進する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「地域交通法」）に基づき策定するものです。地域交通法は、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域住民の日常生活に必要不可欠な公共交通を持続可能な形で確保することを目的として制定されました。同法では、市町村に対し地域公共交通計画の策定に向けた努力義務が課されており、地域の実情に即した交通ネットワークの構築が求められています。

国が地域公共交通計画の策定を求めている背景には、全国的な公共交通の危機的な状況があります。人口減少や少子高齢化に伴い、公共交通の利用者は減少傾向にあり、その結果として多くの地域で路線の縮小や廃止が進行しています。また、交通事業者の経営環境の悪化や、住民の移動手段の確保が難しい状況が広がっていることが問題視されています。このため、地域における公共交通の維持・改善に向けて、計画的な取組が重要視されています。

白山市では、令和元年8月に「白山市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の利便性向上と持続可能性の確保に努めてきました。しかしながら、その後の5年間で社会情勢や交通環境は大きく変化しています。例えば新型コロナウイルス感染症の流行により、外出頻度の減少など市民の生活様式が大きく変わり、その結果、鉄道・バスの輸送人員の減少といった影響が顕著となっています。また、北陸新幹線の敦賀延伸と並行在来線であるIRいしかわ鉄道線の県内全線開業など、交通体系の変化もあります。

こうした背景を踏まえ、本計画は、令和6年度に計画年次を迎える「白山市地域公共交通網形成計画」の見直しを行い、地域住民の生活に欠かせない公共交通を、持続可能な形で維持・発展させることを目的としています。本計画においては、昨今の社会情勢や交通環境の変化を的確に反映し、新たな課題に対応するための実効性のある施策を打ち出すことで、公共交通を地域社会の基盤として位置づけ、住民が安心して暮らせる白山市の実現を目指すものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である第2次白山市総合計画に基づくものとし、本市における「望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする地域公共交通施策の基本的計画として位置づけます。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、様々な公共交通を網羅したネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させるために達成すべき目標を定め、その目標達成のために行う事業内容、実施スケジュール等並びに住民・交通事業者・行政の役割等を明らかにするものです。

特に、まちづくり施策の基本的計画である都市計画マスタープラン及び立地適正化計画と協調し、より効率的で利便性が高く、かつ、持続性の高い地域公共交通ネットワークの構築を目指すものとします。

2) 計画の区域

本計画の区域は、白山市全域とします。

3) 計画の期間

本計画の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて随時見直します。